

2. 第三者提供：特別抽出について

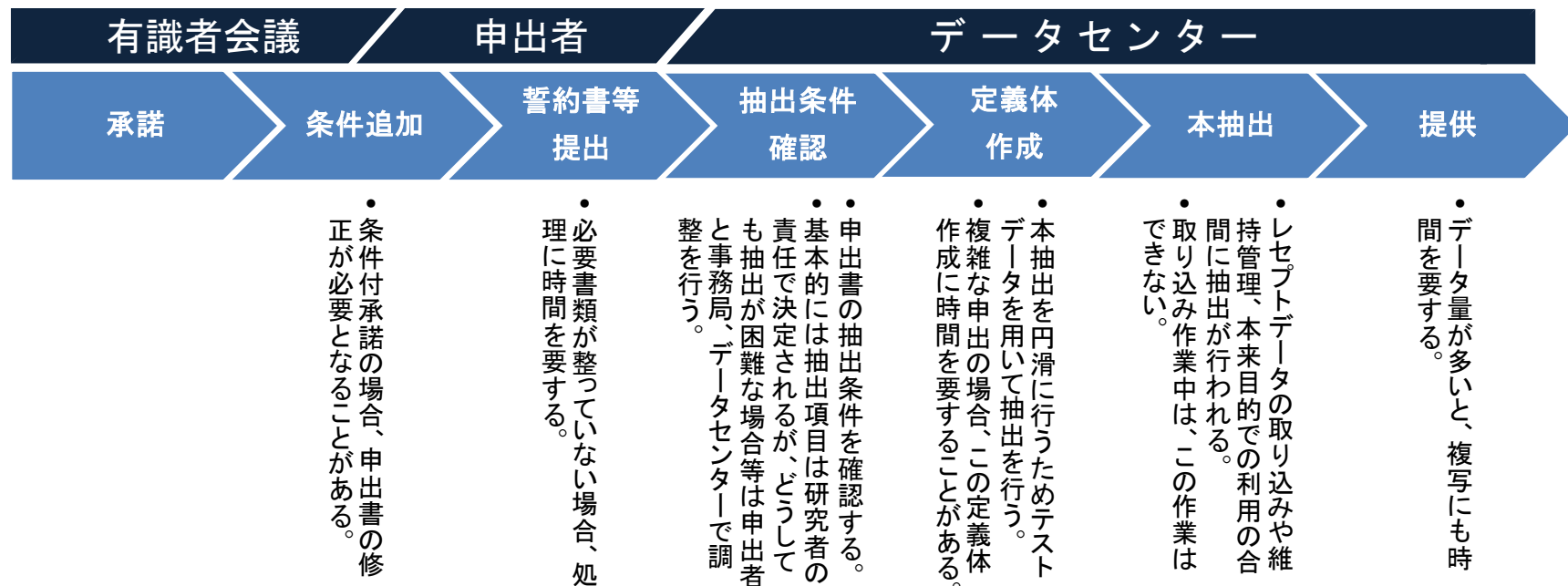
1. 提供の手順について

○ これまで、レセプト情報・特定健診等情報データベースを本来目的以外での利用のため第三者に提供することは「レセプト情報・特定健診等情報の提供」と表現していたが、サンプリングデータセットが整備されることで、データベースから申出ごとに抽出をかけて直接個票情報を提供するデータ提供と、サンプリングデータセットによるデータ提供との区別が必要となった。そこで、個々の申出ごとに抽出をかける従来のデータ提供の形式を

特別抽出

と表現することとし、サンプリングデータセットの提供と明確に区別することとしたい。

- 特別抽出の提供は第一回申出で承諾された6件に対して6月1日現在で未だ1件しか提供を完了できていない。
- 申出承諾の後も提供までに以下の手順を経ることが必要であり、それぞれに時間を要している。



2. レセプト情報・特定健診等情報に関するシステム運用の現状および課題について

運用の現状

(1) 第三者提供について

○ 第三者に提供するためのデータ抽出(第三者提供については別添1のとおり)においては、一定期間サーバを使用する時間が必要となり、現行のシステムでは通常運用の取り込み作業等ができなくなる。

参考: データセンターでの業務に要する日数の一例(概算)(これまでの第三者提供)

- 抽出を終えた申出: 4億7000万件のレセプトデータ本抽出に約200時間、営業日で2週間程度

(2) 通常運用について

- 現在のシステムにおいては、レセプト情報・特定健診等情報の取り込み作業等に一定の時間を要する。
- 本来目的での利用に一定の期間が必要となっている。
- また、3月から4月にかけて、データベースに収載されているレセプトデータの修正が必要となった。

参考: データセンターでの業務に要する日数の一例(概算)(これまでの省内利用において)

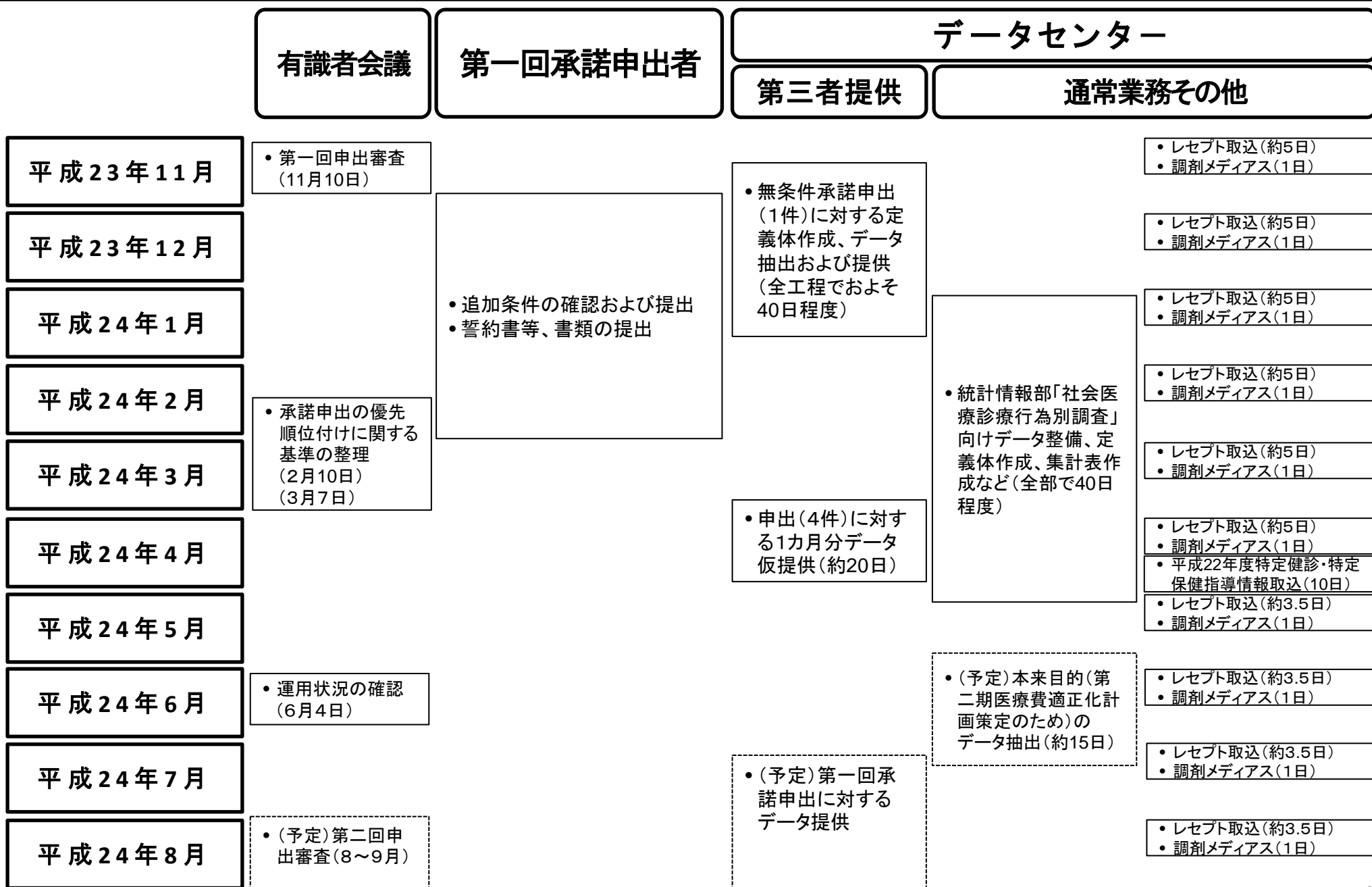
- 1カ月分のレセプトデータ取り込み: 約5日→現在約3.5日(年に12回)
- 1年分の特定健診・特定保健指導データ取り込み: 約10日(年に1回)
- 本来目的: 第二期医療費適正化計画策定のための調査(年に3回前後、それぞれ15日程度)
- 調査課による調剤メディアス向け、1カ月分調剤レセプトデータの抽出: 1日(年に12回)
- 統計情報部による社会医療診療行為別調査向け、平成23年度データの抽出処理等: 約30日(年に1回)

(3) その他

○ サンプルングデータセット作成にあたり、抽出手法等の予備調査を行うため、10日前後サーバを使用する時間が必要となる。

○ 第7回有識者会議において、レセプト情報・特定健診等情報の提供の第一回申出で申出された43件のうち6件が承諾となったが、平成24年3月時点においても申出されたデータの提供を完了していたのは1件のみであった。また、提供を完了していない申出に対してデータ抽出にどのくらいの期間を要し、提供がいつ完了するのかについて予測を立てることができなかつたため、提供時期を確定できず、申出者がいつ研究を開始できるのかがわからない状況にあったことから、集計表作成の申出1件を除く4件の承諾申出に対し、申出者に確認を行ったうえで、提供するレセプト情報等の期間の最初月「1カ月分データ」を対象とし、仮提供を行っている。

データ提供の現状



今後の方針、スケジュールについて

(1) 当面の対応

○ データセンターのサーバは、データの取り込みや本来目的の業務に一定の時間を占有されるとともに、サンプリングデータセット等、各種データセット作成のための抽出や予備調査を行う際にも占有されるため、第三者提供に割くことができる時間は一月あたり1/3程度(7日~10日、緊急のデータ管理等でサーバを使用する際にはさらに短縮される)の想定。

○ すでに決定されている第三者提供(特別抽出)については、今後さらに抽出作業の内容を整理し、作業工程の管理をより精密化して提供の迅速化に努め、次回の有識者会議にてその進捗状況について報告を行う。

(2) 今後のシステム・運用のあり方

○ 今後、レセプト情報等データベースのデータ精度管理やデータ格納の今後のあり方についても、新たな研究の枠組みを整備するなどして推進する体制を整えていきたい。

(3) 今後の第三者提供(特別抽出)について

○ 昨年の審査において第三者提供(特別抽出)を行うこととなっている研究について、現時点においてすべて提供が出来ているわけではないが、本年度についても第三者提供(特別抽出)を以下の予定ですすめていくこととする。

